

門真市路上喫煙の防止に関する条例(案)イメージ図

条例の対象範囲

私有地・建物の中

自宅敷地内など



条例対象外

公共用地

市内全域

- ・道路
- ・公園
- ・広場
- ・その他公共の場所

努力義務

路上喫煙禁止区域

(人通りの多い市内駅周辺を順次指定予定)

- ・啓発看板の設置
- ・路上ステッカーの設置
など



路上喫煙禁止



喫煙可

◎路上喫煙の定義

道路、公園、その他公共の場所（管理者の指定する喫煙所を除く。）でたばこ（加熱式たばこを含む。）を吸う行為及びたばこを燃焼させ、又は加熱することにより煙（蒸気を含む。）を発生させる行為。

◎規制の対象

市民、市内に滞在する者、及び市内を通過する者。

◎路上喫煙禁止区域

人通りが多く、路上喫煙による迷惑行為の恐れがある駅前周辺を禁止区域として指定。

◎罰則（過料）

路上喫煙禁止区域内で路上喫煙した者が路上喫煙の中止勧告に従わない場合は、過料1,000円の処分を行う。